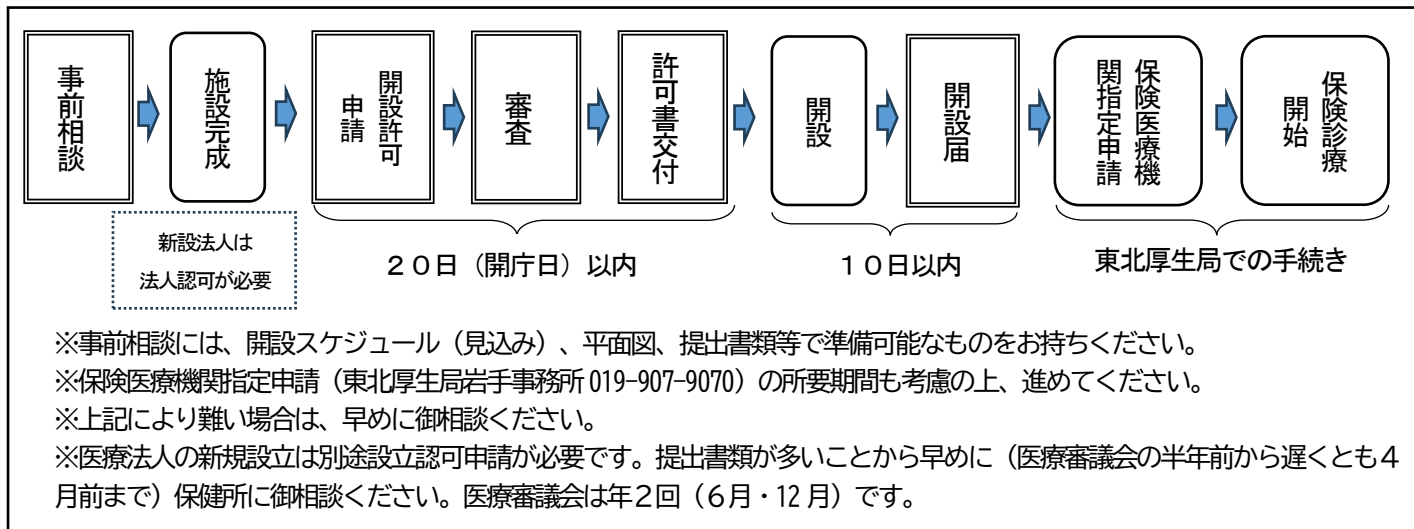


診療所(歯科診療所)・助産所新規開設の手引き (法人開設)

岩手県中部保健所

◆新規開設手続きの流れ (が保健所での手続きです。)



◆診療所・助産所開設許可申請 提出書類等

提出書類等	記載・添付書類等の注意
① 病院(診療所、助産所)開設許可申請書(様式第2号)	診療所、助産所の名称は、近隣の診療所等と類似しないようご注意ください。
② 申請手数料 19,000 円(助産所は 12,000 円)	申請時に岩手県収入証紙で納付してください。
③ 定款又は寄付行為(又は条例)	許可を受けようとする施設が記載されていることを確認してください。
⑥ 敷地の平面図	敷地の公図、建物図面等。ビル内の診療所の場合は利用階全体の平面図。
⑦ 敷地周囲の見取図	道路と建物の位置関係がわかるように記載してください。
⑧ 建物の平面図	各部屋の用途を明示してください。

◆診療所開設届 届出書類等 (開設後、10 日以内に届け出てください。)

提出書類等	記載・添付書類等の注意
① 診療所(助産所)開設届(様式第13号)	診療所、助産所の名称は、近隣の診療所等と類似しないようご注意ください。
② 管理者の臨床研修等修了登録証の写し及び医師、歯科医師免許証の写し(助産所の場合、助産師免許証の写し)	原本確認のため、原本もお持ちください。臨床研修等修了登録証は、H16.4(歯科はH18.4)以降に免許取得の方が対象です。登録証交付申請は厚生労働省(臨床研修病院等の所在地を管轄する地方厚生局)が窓口となります。
③ 管理者の職歴書	現住所、氏名、生年月日、最終学歴及び職歴を記載してください。職歴は、就職・退職を明確に記載し、最後の行は「〇〇診療所(今回開設した診療所)の管理者就任」で終わるようにしてください。なお、管理者が現に他の病院又は診療所の管理者である場合、別途許可申請(2以上病院等管理許可申請)が必要となります。
④ 診療に従事する医師、歯科医師の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し	原本確認のため、原本もお持ちください。

◆診療用エックス線装置設備届 (設置する場合、設置後、10 日以内に届け出てください。)

提出書類等	記載・添付書類等の注意
① 診療用エックス線装置設備届	設置する機器のカatalogを添付してください。(機器メーカーのサイト内の製品紹介ページの印刷でも可。)
② エックス線診療室の平面図及び立面図	下記③の測定箇所を記載してください。
③ 放射線管理区域の境界における漏えい線量測定結果(写)	測定年月日、測定器の名称、測定者、測定条件、ファーム、測定結果等(測定後6か月以内のもの。)

